

第22節 一般通信施設・電気施設災害応急対策計画

第1項	一般通信施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話（株）
第2項	電気施設災害応急対策	<input type="checkbox"/> 九州電力（株）

【基本方針】

通信及び電力事業者は、一般通信施設及び電力施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信及び電力供給等の確保を図る。

市は各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、市の災害応急対策に資するものとする。

第1項 一般通信施設災害応急対策

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話（株）「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1. 情報の収集、報告

電気通信事業者は災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- 1) 気象状況、災害予報等
- 2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- 3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- 4) 被災設備、回線等の復旧状況
- 5) 復旧要員の稼働状況
- 6) その他必要な情報

2. 社外関係機関との連絡

電気通信事業者は災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3. 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、電気通信事業者はその状況に応じて次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- 1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- 2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、または防災上必要な要員を待機させる。
- 3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- 4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- 5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- 6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- 7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4. 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

電気通信事業者は災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、応急回線網措置等そ通確保の措置をとる。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に通信回線の利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急通話または非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- 5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

電気通信事業者は、災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等の報道機関及び県や市と協力して実施する。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言版『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等の報道機関及び県や市と協力して実施する。利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を行う。

5. 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、電気通信事業者は通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、事業所の支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6. 社外機関に対する応援または協力の要請

電気通信事業者は災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要により社外機関に対し次の事項について応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請方法（調整先）等についてあらかじめ検討しておく。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請について、あらかじめ検討し調整しておく。

(3) 交通及び輸送対策

- 1) 人員または災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限または輸送制限に係わる特別許可の申請について検討しておく。
- 2) 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請について検討しておく。

(4) 電源対策

電気通信事業者は商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に支援要請する。

(5) お客様対応

電気通信事業者はお客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等についての情報を提供するため、報道機関との連携・調整を図る。

7. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、電気通信事業者は通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、状況に応じた応急措置により回線の復旧を図る。

回線の復旧順位は次表のとおりである。

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・気象機関に設置されるもの ・水防機関に設置されるもの ・消防機関に設置されるもの ・災害救助機関に設置されるもの ・警察機関に設置されるもの ・防衛機関に設置されるもの ・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選挙管理機関に設置されるもの ・新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く)

第2項 電気施設災害応急対策

九州電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、本店、本店直轄機関及び現業機関等において速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は社内の対策組織のもとで行う。

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、電気事業者の対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

- 1) 気象、地象情報
- 2) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

- 3) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

- 4) その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 九州電力(株)に関わる被害情報の種類

- 1) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- 2) 停電による主な影響状況
- 3) 復旧資材、応援、食糧等に関する事項
- 4) 従業員の被災状況
- 5) その他災害に関する情報

2. 情報の集約

電気事業者の上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告、及び独自に国、市並びに関係する地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接当該地域へ周知する。

4. 応急対策要員の確保

- 1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- 2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- 3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5. 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 対策組織相互の流用
- 3) 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

電気事業者は災害に伴う応急工事について、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

- 1) 水力、火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- 2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。
- 3) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

4) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法(作業指針)による迅速的確実な復旧を行う。

5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。